

白馬村食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、白馬村食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議及び検討し、その結果を村長に報告する。

- (1) 法第18条に規定する食育推進計画の策定に関し必要な事項
- (2) 食育推進に関し必要となるべき措置

(委員)

第3条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は20人以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 農業関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 保健医療衛生関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 公募による村民
- (6) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、推進会議の目的達成までとする。ただし、職名委嘱された委員の任期はその在職期間内とし、交替があった場合は、交替者が委員になるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 この推進会議に、必要に応じて部会を置く。

2 部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、健康福祉課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。